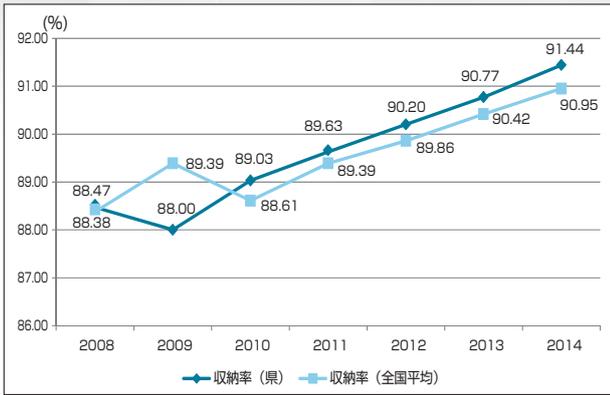


■ 図1 群馬県の国保税収納率の推移(2008年度～2014年度)



出所：厚生労働省資料

■ 表1 群馬県市町村国保の収支決算(2013年度～2015年度)

区分	2013年度		2014年度		2015年度	
	決算額	対前年度伸び率	決算額	対前年度伸び率	決算額	対前年度伸び率
歳入計	230,198	0.8	230,461	0.1	260,397	13.0
国保税	55,680	0.5	53,895	△ 3.2	51,594	△ 4.3
国庫支出金	52,273	△ 1.3	52,358	0.2	52,868	1.0
前期高齢者交付金	49,352	8.0	50,652	2.6	51,783	2.2
県支出金	13,357	3.5	13,527	1.3	13,168	△ 2.7
その他	59,536	△ 3.0	60,029	0.8	90,984	51.6
歳出計	222,169	0.7	223,122	0.4	255,903	14.7
保険給付金	145,634	0.4	146,315	0.5	150,206	2.7
後期高齢者支援金	30,726	3.7	30,872	0.5	30,363	△ 1.6
介護納付金	13,306	3.4	13,178	△ 1.0	11,591	△ 12.0
その他	32,503	△ 1.5	32,757	0.8	63,743	94.6
収支差引	8,029	△ 7.3	7,339	△ 8.6	4,494	△ 38.8

出所：群馬県資料

(単位:百万円,%)

3. 財政安定化基金の創設

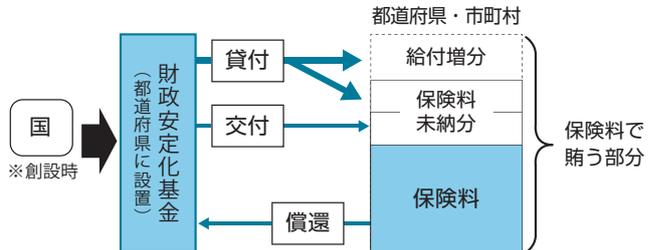
日本と群馬県の状況をみてきたが、国保の最大の問題は、国保財政である。国保税(料)の徴収だけでは足りず、自治体から一般会計繰入金が出されていることは、自治体運営にも大きく影響してきたため、一般会計繰入金の見直しは大きな課題であった。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」の制定により、2018年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることは周知のとおりである。群馬県も現在、「群馬県国民健康保険運営方針」の記載内容について検討中である。

この改革の目玉の1つに、財政安定化基金の設置がある(図2)。この基金は、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源から財政補填をする必要のないよう、都道府県及び市町村に対して資金の交付・貸付を行うことを目的として設置される。交付については、

特別な事情が生じた場合、財政不足額のうち、原則として保険料収納不足額の2分の1が交付される。貸付については、毎年、原則として保険料収納不足及び給付費増による財政不足額の全額となる。貸付額の償還は、原則3年間で行う。群馬県も昨年に国民健康保険財政安定化基金を設置した。

■ 図2 財政安定化基金のイメージ図



出所：厚生労働省資料

おわりに

国保財政の維持は重要課題である。多額の一般会計繰入金は以前から問題とされてきた。財政安定化基金の設置で、国保財政が安定することが期待される。また、市町村が一般会計繰入金を出さなくてすめば、一般会計は本来のあるべき姿により近づき、住民にわかりやすい自治体運営が実現できる。



柏木 恵氏 プロフィール

キャノングローバル戦略研究所主任研究員。
税理士。博士(経済学)(中央大学)。白鷗大学客員教授。
株式会社大林組を経て、2001年より富士通総研で国や自治体のコンサルティングに従事。
2009年より現職、現在に至る。

日本財政学会員、日本地方財政学会員、国際公共経済学会員。総務省地方財政審議会特別委員、総務省「官民連携入札等監理委員会」専門委員、総務省「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」委員、東京都「固定資産評価に関する検討委員会」委員、横浜市税制調査会委員などを歴任。

専門分野は財政学、地方財政、公会計、官民連携など。